



弁護士法人大江橋法律事務所

高槻史

PROFILE

日本では、化粧品の表示・広告については、薬機法、医薬品等適正広告基準などが適用されるが、中国ではどのように規制されているのか、今回は化粧品の効能効果の表示についてご紹介したい。

### 1. 化粧品分類規則と効能効果表示

中国国内で生産又は販売される化粧品<sup>1</sup>（特殊化粧品、普通化粧品）は、化粧品分類規則及び分類目録（2021年5月1日施行、以下「分類目録」という。）に従い、効能効果表示、

作用部位、製品剤型、使用対象群等の項目に応じて分類の上、登記登録され、化粧品の効能効果には十分な効果がなければならないと規定されている。また、作用部位が「目」または「唇」を含むと宣伝する化粧品は、「目」または「唇」化粧品の安全性および主張効能の要求に従って管理しなければならない。用対象群が「乳幼児」、「小児」を含むと宣伝する化粧品は、「乳幼児」、「小児」化粧品の安全性および主張効能の要求に従って管理しなければならない。

効能効果の分類は以下の通りである。

番号	効能類別	解説及び効能効果
A	新効能	以下の規定に含まれない効能
01	染髪	髪の色を変える目的で使用した後、すぐに洗っても元の髪の色に戻らない。
02	パーマ	髪の色を変えず（曲げるか、真っ直ぐに）、相対的な安定性を維持するために使用する。
03	シミ取り 美白	肌の色素沈着を軽減または緩和させることで美白効果を実現する。物理的なカバー（遮蔽）を通じて皮膚の美白効果を実現する。 注：色素沈着によるシミを改善する製品に含まれる
04	日焼け止め	特定の紫外線によるダメージから肌や唇を保護するために使用される。 注：乳幼児用の日焼け止め化粧品の作用部位は皮膚に限定される
05	抜け毛 予防	抜け毛の改善、軽減に有効である 注：ホルモンの効果を調節する製品や髪の成長を促進する製品は化粧品には含まれない

番号	効能類別	解説及び効能効果
06	ニキビ 予防	ニキビ（ニキビまたは角栓を含む）の発生を減らす、又は遅らせる効果がある。ニキビが発生した後に皮膚を回復する効果がある。 注：ホルモンの影響を調整、殺菌、抗菌、抗炎症の効果を調節する製品は化粧品に含まれない
07	滋養	使用部位に滋養作用を提供する。 注：他の効能を通じて間接的に滋養作用を与える製品はこの類別には含まれない。
08	修復	使用部位を正常な状態で維持する。 注：傷跡、火傷、熱傷、破損、その他の損傷部分に使用されている製品は化粧品に含まれない。
09	洗浄	使用部位の表面から汚れや堆積物を落とす。
10	メイク 落とし	使用部位からメイクアップなど他の化粧品を除去する。
11	保湿	使用部位の水分、油分、その他の成分含有量を補足または強化する。使用部位の水分含有量を維持し、水分の損失を減らす。

<sup>1</sup> 髪染、パーマ、シミ取り・美白・UV・脱毛予防に用いる化粧品及び新たな効能効果を宣伝する化粧品は特殊化粧品（国産・輸入品）に分類され、生産/輸入前に登記しなければならない（登記証有効期間5年）。特殊化粧品

品以外の化粧品（国産・輸入品）を普通化粧品といい、上市販売/輸入前に届出しなければならないとされる。

番号	効能類別	解説及び効能効果
12	美容装飾	美化や装飾などの作用を実現するために、使用部位の外観を一時的に変化させ、洗浄やメイク落としで元の状態に戻ることができる。 注：付け爪や固体的な装飾品（つけまつげなど）などの商品は化粧品に含まれない。
13	芳香	芳香成分を含み、体臭を改善し、香りを加える。
14	除臭	体臭を軽減またはカバーする。 注：微生物の増殖を抑えるだけで消臭する商品は化粧品に含まれない。
15	シワ改善	シワの発生を遅らせ、またはシワを目立たなくする。
16	引き締め	ハリ、弾力をキープする。
17	肌荒改善	皮膚の刺激などの状態を改善する。
18	皮脂コントロール	使用部位の皮脂の分泌と沈着を遅らせ、又は油っぽさを目立たなくする。
19	角质ケア	皮膚角質の剥離や再生を促進する。
20	リフレッシュ	皮膚を乾燥した状態に保ち、皮膚の清涼感を高める。 注：病的な多汗症に対する製品は、化粧品に含まれない。
21	ヘアケア	髪とひげの櫛通りを改善し、静電気を防ぎ、毛髪のツヤを維持・改善させる。
22	切れ毛予防	切れ毛、枝毛を改善または軽減する。髪の強度を維持または強化する。
23	フケ除去	フケの発生を抑える。頭皮や髪に付着するフケを抑える。
24	ヘアカラーケア	カラーリング前後のヘアカラーを長持ちさせる。 注：ヘアカラーを変える製品は、この類別に含まれない。
25	脱毛	体毛の減少または除去に用いる
26	シェービング補助具	髭、毛髪を柔らかくし、膨らませ、シェービング中に肌を滑らかにする。 注：シェービングツールは、化粧品に含まれない。

上記目録は、登記/登録時の製品分類の選択のルールを示すも

のであり（複数選択も可能である）、目録に記載された用語・表現をそのまま用いなければならないものではないが（その意味では表示の具体的な用語・表現を指定するものではない）、登記/届出人は、当該ルールに従って製品分類を選択した上で、「化粧品効能効果表示評価規範」（2021年5月1日施行。以下「評価規範」という）に従って、製品の効能効果表示の内容に応じて、人体効能効果試験、消費者使用テスト、実験室試験、文献資料又は研究データに基づき評価を実施し、資料の提出や評価結果概要の登録・公開をしなければならない<sup>2</sup>。また、登記/登録済の製品については経過期間中に評価を行い、評価結果により当該製品の名称及び製品標識が示す効能効果表示の内容を証明できない場合には、経過期間満了前に変更申請を行い、製品の実際の属性に基づき製品分類の調整を行い、同時に製品名称又は標識の関連する内容について修正を行わなければならないとされている（表示規範公告及び2022年3月10日付NMPAの化粧品監督管理常見問題解答（三））。

なお、評価結果概要は、NMPAのデータ検索ページ<sup>3</sup>で登記/届出された製品の基本情報が公開されており、当該ページの付属情報をクリックすると閲覧できる。もともと、視覚、嗅覚等によって直接識別できる表示（清潔、化粧落とし、美容装飾、芳香、洗浄等）や、簡単な物理的遮蔽、付着、塗布等の方法により効果が発生し、かつ、標識上に明確に物理的作用を持つのみであることの効能効果表示をしている場合には、評価結果の開示は免除されている（評価規範第7条）ため、当該説明をふして評価結果の公開をしていない製品も相当数見られた。

## 2. 効能効果の違法表示と虚偽宣伝

効能効果の表示や虚偽宣伝とされる用語例については、化粧品管理監督条例の法改正前ではあるが、NMPAが代表例を開示している（2019年12月25日『化粧品に関する違法表示と虚偽宣伝の識別』、但し、これに限定されるものではない。）。

- (1) 絶対的な表現：即効、超強、全方位、特級、換肌（肌を生まれ変わらせる）、シワの除去（シワを完全に除去できる）など。
- (2) 虚偽：天然由来の成分が化粧品成分の一部である場合に「純天然（100%天然）」など

<sup>2</sup> 化粧品効能効果表示評価規範の概要については、中国ライフサイエンス・ヘルスケアの法務第8回連載を参照されたい。

<sup>3</sup> <https://www.nmpa.gov.cn/datasearch/home-index.html?79QlcAyHig6m=1668816635843#category=hzp>

- (3) 誇張：「専門」は専門店や専門的な資格を持っている者が使用するパーマ、カラーリング、ネイルカラーなどの製品に適用できるが、それ以外の製品に使用するのには誇張の意味を持つ表現に該当する。
- (4) 医療用語、医療的な作用や効果を明示または暗示している語彙・表現：処方、薬用、治療、解毒、抗アレルギー、除菌、シミの除去、傷跡の除去、育毛、脂肪溶解、ダイエットおよび各種皮膚疾患名、各種疾患名など。
- (5) 医学界の著名人の氏名：扁鵲、華佗、張中景、李時珍など。
- (6) 既に承認済みの医薬品名称：膚満霊など。
- (7) 商品の特性と結びつかず、消費者が容易に理解できない表現：解碼（暗号の解読）、デジタル、スマート、赤外線など。
- (8) 低俗的な意味。「裸」は「裸体」の意味で使うと低俗的な意味を持つ表現に当たり、使用できないが、「裸粧（素肌）」等の意味では使用できる。
- (9) 封建的な迷信的用語：鬼、妖精、（八）卦、邪、魂。その他「神」は「神灵」の意味で使うと封建的な迷信に当たるが、「怡神」（例えば、フレグランス）には使用できる。
- (10) 範囲を超えて製品の作用を表示する用語：特殊用途化粧品の作用を表示する場合、「化粧品衛生監督条例」およびその実施規則により許容される範囲を超えてはならない。非特殊用途化粧品は、特殊用途化粧品の作用を表示してはならない。

### 3. 外資系化粧品会社の処罰事例

#### (1) ロレアル（中国）有限公司

ロレアル（中国）は、2018年4月及び5月にロレアルパリの公式ウェブサイト（ウェブサイト：[www.lorealpairs.com.cn](http://www.lorealpairs.com.cn)）で「AGE PERFECT RESTORING NOURISHING ESSENCE 30ml」を発売した際、その宣伝ページ上で「肌の乾燥・色素沈着を徹底ケア」、「くすみが薄くなる」等の表示を行っていたが、行政当局の当該商品の届出証書「国産非特殊用途化粧品備案証書」（蘇G粧網備字2014002980）や「成分表」の検証の結果、国産非特殊用途化粧品であり、シミ取りの成分を含んでおらず、また、ロレアル（中国）は、当該製品に合致する効果報告書そのほかの上記宣伝文句の信憑性を証明する証拠資料を提出できなかったとして、広告法第28条違反として広告掲

載停止命令及び罰金約20万元に処せられた。

#### (2) エスティーローダ（上海）

当事者は、Tmallにおいて「クリニック公式ショップ」（<https://clinique.tmall.com>）と「オリジンズ公式ショップ」（<https://origins.tmall.com>）を運営して、それぞれ「クリニック」「オリジンズ」の化粧品を販売していた。当事者は、2017年2月から2018年3月にかけて、Tmallの「クリニック公式ショップ」において、化粧品「フレッシュ プレスト C10 デイリー ブースター」を販売しており、商品詳細のページにおいて、「生きたビタミンC、抗酸化、若返り、7日間で肌を明るくてキメを整えて、4週間でニキビ跡や小じわが改善し、12週間で肌を修復し肌の自己治癒力を高める」、「フレッシュプレスト C10 デイリーブースターで、肌の抗酸化力や自己治癒力を高める」との表現を掲載した。

行政当局の検証の結果、当事者は「フレッシュ プレスト C10 デイリー ブースター」で「4週間でニキビ跡や小じわが改善し、12週間で肌を修復し肌の自己治癒力を高める」の根拠を提供できなかった。また、当事者は、2017年12月4日から2018年4月13日まで、Tmallの「オリジンズ公式ショップ」において、「プラント スクリプション パワフル リフティング クリーム」を販売していたが、商品詳細のページには、「ガーナで発見されたニレは、古くからこの地域の先住民がその樹皮で傷口を癒合している」「Q&A 「フレッシュ プレスト C10 デイリー ブースター」 よくある質問 Q. 「フレッシュ プレスト C10 デイリー ブースター」で小じわが改善できるのか？ A. ……シワ取り効果は体質や肌質によって個人差がありますが、使い続けることで効果がよくなります」との表示を掲載していた。行政当局の検証の結果、当事者は、研究者の論文に基づき以上の宣伝内容を編集しており、「プラント スクリプション パワフル リフティング クリーム」で「キズ改善」「シワ改善」の効果を確認する専門機関発行の証明資料を提供することができなかった。以上を理由に、反不正当竞争法第8条違反として、違法行為の停止命令及び40万元の罰金に処せられている。

なお、上記処罰決定に関しては、調査開始は、2018年であるが、処罰決定は2021年に行われている。他にも外資化粧品会社の処罰例は多数でてきている。特に、化粧品管理監督条例及び評価規範の施行後は、効果効果表示について予め評価結果資料が提出・要旨公開されているため、明らかに違法と解される事例以外にも、根拠資料と異なる/それを超過する効果効果表示を行っている事例についての行政執行が効率化、迅速化されていくものと思われる。

#### 4. 越境EC小売と広告表示・虚偽宣伝

越境EC小売（2018年6部門通知の適用を受けられる形式もの）による化粧品販売については、基本的には消費者が個人での使用を目的に輸入している商品として取り扱われ、中国語標識についての電子版で閲覧できるようにすればよいが、海外の越境EC小売事業者は、製品品質やリコール等消費者の権権利保護に関わる責任を負うものとされ、越境EC小売が中国の消費者による購入を前提とした制度であり、それを通じて販売している以上は、理論上は、広告法、反不正競争法などの適用はあり得るものと考えられる。また、行政執

行に関しても、例えば、2021年11月に公開されたインターネット広告管理弁法（パブリックコメント募集版）では、11条において、国内に代表処又は支店のない外国の広告主が、越境ECプラットフォームを通じて、又は委託して、越境EC小売輸入商品広告を公布する場合は、広告主は税関申告、支払、物流等を委託する一社の国内の市場主体に書面による委託を行い、広告主としての責任を負わせなければならない、と規定し、広告法が適用されることを前提に、実際の行政取り締まりの対象を特定・管理するための規定を導入しようとしており、今後の動向も注目される。

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：[info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。